平成２２年（フ）第１５９号
青森市奥野１丁目７番５号　市営住宅奥野団地Ｃ－２
債務者　木田かずみ
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
東京都江東区南砂３丁目２番２―303号
債務者　工藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７１号
東京都葛飾区堀切３丁目27番13号
債務者　佐藤　仁子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９４号
東京都西東京市泉町２丁目18番22号ベルハイム保谷201号
債務者　菅野　芳晴
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１３号
東京都三鷹市深大寺２丁目32番１号竹内コーポＢ―301
債務者　石山　　健
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１７号
東京都江戸川区小松川１丁目２番４―1306号
債務者　菅野　利江
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２２号
東京都豊島区巣鴨４丁目24番６号富士ビル15号
債務者　人見留美子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４４３号
東京都大田区山王３丁目30番８号ホームズ山王402
債務者　デラ　クルス　ロイダ　メンドーザ
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５２号
東京都小金井市中町３丁目19番12―816号トミンハイム小金井中町
債務者　古山　直子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１号
岡山県美作市三倉田368番地１
債務者　鷺田あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第５１号
栃木県栃木市大平町富田975番地　松本アパート303
債務者　久保　　明
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５２号
栃木県栃木市大平町富田975番地　松本アパート303
債務者　久保るり子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第６２５号
静岡市葵区北安東２丁目16番25―401号
債務者　東　　照代
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３５号
静岡市駿河区向敷地92番地の９　前田コーポ１階東号
債務者　稲葉　芳郎
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６号
北海道河東郡音更町宝来西町南１丁目４番地13
債務者　高橋　定子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係